



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第509号 令和4年10月18日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
608	令和4年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	とくしまゼロ作戦課
609	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
610	指定障害児通所支援事業の廃止について届出があった件	同
611	土地改良区の役員の退任について届出があった件	農山漁村振興課

### 【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
12	徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程	
13	徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程	

徳島県告示第六百八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百四十四条、第一百七十七条第一項及び第一百八十条の規定により、令和四年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和四年十月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期限、試験期日及び試験種目

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第四回	令和四年十月二十一日 (金曜日)まで	令和四年十一月一日(火曜日 )	筆記試験、口述試験、 適性検査、身体検査及 び経歴評定

備考

- 筆記試験及び適性検査については、試験期日前にインターネットを利用する方  
法により受験するものとする。
- 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学、地理歴史及び公民につき、学校教  
育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校卒業程度の学力について  
試験するものとする。

二 試験場

男子及び女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第四回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の初日現在で十八歳以上三十三歳未満の者で、学校教育  
法に定める高等学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの  
1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなく  
なるまでの者

2 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他  
の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

令和四年十一月又は令和五年三月若しくは四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市役所若しくは各町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出

張所等で受領し、提出すること。



徳島県告示第六百十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和四年十月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	の受理日	年 月 日
合同会社和美	阿波市阿波町小倉二〇五番地四	ぴっぴ	阿波市土成町水田堂ヶ池一五三一	児童発達支援 放課後等デイ サービス	令和四年六月 三十日	令和四年六月 三十日

徳島県告示第六百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

阿南東部土地改良区

二 退任役員

役員名	氏名	住所
理事	浅田 准次郎	阿南市日開野町竹ノ八ナ二五三

徳島県病院局管理規程第十二号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七項第一号中「三千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「二千円」を「三千円」に改め、同項第三号中「千円」を「千五百円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和四年十月一日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の徳島県病院局職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

徳島県病院局管理規程第十三号

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十月十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項第一号中「三千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「二千円」を「三千円」に改め、同項第三号中「千円」を「千五百円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和四年十月一日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。